

## 弘前市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、弘前市総合計画及び弘前市男女共同参画プランに基づき、一人ひとりが互いを尊重し合い心豊かに暮らせるまちの実現を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時に割り当てられた性別と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 双方又はいずれか一方が性的マイノリティである二者が、互いを人生を共に過ごす相手（以下「パートナー」という。）とし、日常生活において相互に支え合い、協力し合うことを約した関係のことをいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある二者が、市長に対し双方がパートナーであることを誓うことをいう。

### (宣誓の対象者)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれの要件にも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること
- (2) 本市に住所を有している又は3か月以内に本市への転入を予定していること
- (3) 配偶者がいないこと及び宣誓をする相手方以外の者とパートナーシップの関係にないこと
- (4) 双方が民法第734条から第736条までの規定により、婚姻を禁止されている関係にないこと

### (宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、弘前市パートナーシップ宣誓書（様式第1号）（以下「宣誓書」という。）に自署し、次の各号に掲げる書類（宣誓日前3か月以内に発行されたもの。）を添付し、市長に提出するものとする。ただし、宣誓しようとする者の双方又は一方が宣誓書に自署することができない場合は、代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し又は本市が転出先となっている転出証明書
- (2) 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）

2 前項第1号に掲げる提出書類が本市以外の住民票の写し又は転出証明書の場合、宣誓した日より3か月以内に、本市に転入後の住民票の写しを市長に提出しなければならない。

3 第1項各号に掲げる書類は、これを提出することができない特別な事情が認められる場合に限り、市長が認める別の書類をもって代えることができる。

4 宣誓しようとする者は、性別違和等市長が特に理由があると認めた場合は、宣誓書において通称名を使用することができる。

5 市長は、宣誓書を提出した者が本人であることを、戸籍法（昭和22年法律第224号）第27条の2第1項の規定の例により確認するものとする。

6 宣誓しようとする者は、宣誓する日時等について、事前に市と調整するものとする。

### (受領証の交付)

第5条 市長は、前条第1項の規定により宣誓がなされた場合、提出された宣誓書及び添付書類等を確認し、第3条に規定する要件を満たしていると認めたときは、当該宣誓をした二者に対し、弘前市パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）（以下「受領証」という。）に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。ただし、本市に住所を有していない者が宣誓した場合は、宣誓書の写しを先に交付するものとし、受領証は、前条第2項に規定する本市に転入後の住民票の写しの提出後に交付するものとする。

2 前条第4項の規定により通称名を使用して宣誓した場合には、戸籍に記載されている氏名を受領証の裏面に記載するものとする。

### (受領証の再交付)

第6条 前条第1項の規定により受領証の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、当該受領証を紛失、毀損、汚損又は氏名の変更により受領証の再交付を受けようとする

とき、弘前市パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第3号）を市長に提出することで、受領証の再交付を受けることができる。

2 第4条第5項及び第6項の規定は、前項の申請について準用する。

（受領証の返還）

第7条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するとき、弘前市パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第4号）に交付済みの受領証を添えて、市長に届出なければならない。

(1) 宣誓した双方の意思により、パートナーシップが解消されたとき。

(2) 一方又は双方が本市以外へ転出したとき。ただし、市長が特に理由があると認めた場合はこの限りではない。

(3) 第3条第3号及び第4号の要件を満たさなくなったとき。

(4) その他、市長が必要と認めたとき。

2 市長は、受領証を返還した者が希望する場合、返還された受領証の宣誓番号を公表することができる。

3 第4条第5項の規定は、第1項の届出に係る本人確認について準用する。

（宣誓の無効）

第8条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。

(1) 宣誓書の内容に虚偽又は不正があったとき。

(2) 不正の目的をもって受領証を使用したとき。

(3) 第4条第2項に規定する住民票の写しが提出されなかったとき。

(4) 前条第1項各号のいずれかに該当するにも関わらず、同項の届出をしないとき。

(5) その他、市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により無効とした場合、宣誓した者に対し弘前市パートナーシップ宣誓に関する無効通知書（様式第5号）により通知するものとし、交付された受領証及び宣誓書の写しの返還を求めるものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、無効とした宣誓番号を公表することができる。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月10日から施行する。

様式第1号（第4条第1項関係）

（表）

年 月 日

弘前市長 様

弘前市パートナーシップ宣誓書

私たちは、弘前市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第4条第1項に基づき、互いをパートナーとし、日常生活において相互に支え合い、協力し合うことを宣誓し、署名します。

宣誓者

ふりがな 氏名		
通称名の場合 戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所	弘前市大字	弘前市大字
※代筆の場合 代筆者氏名		
代筆者住所		

宣誓番号  
第 号

(裏)

弘前市パートナーシップ宣誓に関する確認書

要綱の規定	項目（該当するものは□に✓をつけてください）	
第2条第2号 (パートナーシップ関係)	双方又はいずれか一方が性的マイノリティであるお二人で、互いをパートナーとし、日常生活において相互に支え合い、協力し合うことを約した関係である。	<input type="checkbox"/> 該当します
第3条第1号 (年齢要件)	双方が民法に規定する成年に達していること。	<input type="checkbox"/> 該当します
第3条第2号 (住所要件)	双方が本市に住所を有している又は3か月以内に本市への転入を予定していること。	<input type="checkbox"/> 該当します
第3条第3号 (独身であること)	双方に配偶者がいないこと及び宣誓をする相手方以外の者とパートナーシップの関係にないこと。	<input type="checkbox"/> 該当します
第3条第4号 (近親者等でないこと)	双方が民法第734条から第736条の規定により婚姻を禁止されている関係にないこと。	<input type="checkbox"/> 該当します

私たちは、「弘前市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」に基づきパートナーシップ宣誓をするにあたり、上記項目について確認しました。

年 月 日

氏名

氏名

※代筆の場合  
代筆者氏名

代筆者氏名

様式第2号（第5条第1項関係）

（表）

弘前市パートナーシップ宣誓書受領証	
本人	パートナー
_____様	_____様
年 月 日生	年 月 日生
弘前市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、 パートナーシップの宣誓をされたことを証します。	
第 号	年 月 日
  弘前市長	 印

（裏）

弘前市は、一人ひとりが互いを尊重し合い心豊かに暮らすことができるまちの実現を目指し、「弘前市パートナーシップ宣誓制度」を実施しています。

お二人が、互いをパートナーとし、日常の生活において相互に支え合い、協力し合うことを宣誓したことを証明します。

お二人が弘前市で幸せに暮らすことができるよう願っています。

発行元：弘前市企画部企画課ひとづくり推進室  
連絡先：0172-26-6349

---

特記事項

年 月 日

弘前市長 様

弘前市パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書

年 月 日付で交付されました弘前市パートナーシップ宣誓書受領証について、再交付を受けたいので、弘前市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 再交付の理由

- 紛失
- 毀損・汚損
- 氏名の変更

2 宣誓者

宣誓番号	第 号	
氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所	弘前市大字	弘前市大字
再交付の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
代筆者氏名		
代筆者住所		

弘前市長 様

弘前市パートナーシップ宣誓書受領証返還届

弘前市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

記

1 返還の理由

- パートナーシップの解消
- 本市以外への転出（ 年 月 日）
- 第3条第3号及び第4号の要件を満たさなくなったため（ 年 月 日）
- その他（ ）

2 宣誓者

宣誓番号	第	号
氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所	弘前市大字	弘前市大字
受領証返還の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
宣誓番号公表希望の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
代筆者氏名		
代筆者住所		

担当及び提出先：企画部企画課  
電話：0172-26-6349

年 月 日

様

弘前市長

弘前市パートナーシップ宣誓に関する無効通知書

弘前市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり無効としましたので通知します。

記

1 無効の理由

- 宣誓書の内容に虚偽又は不正があったため
- 不正の目的をもって受領証を使用したため
- 第4条第2項に規定する本市に転入後の住民票の写しが提出されなかったため
- 第7条第1項各号のいずれかに該当するにも関わらず、届出をしなかったため
- その他（ ）

2 無効となる宣誓

宣誓番号	第 号	
宣誓日	年 月 日	
氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所	弘前市大字	弘前市大字

3 無効となる日

年 月 日から

4 その他

交付された弘前市パートナーシップ宣誓書受領証及び弘前市パートナーシップ宣誓書の写しは、直ちに返還してください。

担当及び提出先：企画部企画課  
電話：0172-26-6349